

## 「中小企業人材確保推進事業助成金」のご案内

**健康・環境分野および関連するものづくり分野**（この分野が政府の新成長戦略の重点強化対象となっていることから、「成長分野等」といいます）の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

### 支給対象となる事業協同組合等の要件

次の①～④の全てに当てはまる事業協同組合等※1が支給対象になります。

- ① **改善計画**※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等であること(以下「認定組合等」といいます)。
- ② **成長分野等に該当する事業を営む者のみ**を構成員とする認定組合等であること。  
(→具体的な産業分類は、裏面の「成長分野等一覧」をご覧ください)
- ③ **中小企業人材確保推進事業**を行うこと。(下記の「支給対象となる事業」をご覧ください)
- ④ 過去にこの助成金を受給したことがある場合は、③を実施した最後の年度の末日の翌日から起算して3年を経過していること。

※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合およびその連合会のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人。

※2 中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合等や中小企業が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画。

### 支給対象となる事業

◆支給の対象となる中小企業人材確保推進事業とは、次の①から④に該当するものをいいます。  
◆助成金を受給するためには、①と④の事業については必ず実施し、併せて②③のいずれか（または両方）の事業を実施する必要があります。

- ① **年次計画策定・調査事業** (例：構成中小企業者の雇用管理状況の調査)
- ② **安定的雇用確保事業** (例：募集・採用ガイドブックの作成配布、合同会社説明会の開催)
- ③ **職場定着事業** (例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置および職業相談の実施)
- ④ **モデル事業普及活動事業** (例：モデル事業説明会の実施)

### 支給額

事業の実施に要した費用の3分の2の額を最大3年度にわたって支給します。認定組合等の規模に応じて、1年度当たりの限度額があります。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
1年度当たりの限度額	1,000万円	800万円	600万円



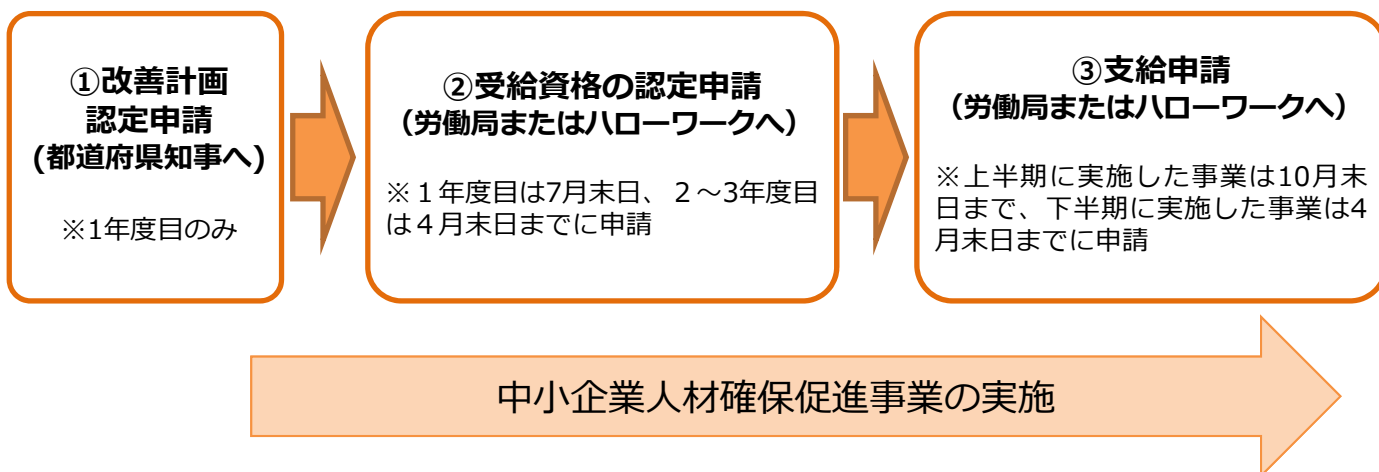
## 成長分野等一覧

## 日本標準産業分類

大分類A → 中分類02 - 林業	
大分類D - 建設業	このうち、健康や環境分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E - 製造業	このうち、健康や環境分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、健康や環境分野に関する事業を行う事業所と取引関係があるもの
大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 - 電気業	
大分類G - 情報通信業	
大分類H - 運輸業・郵便業	
大分類L - 中分類71 - 学術・開発研究機関	このうち、健康や環境分野に関する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804 - スポーツ施設提供業	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246 - スポーツ・健康教授業	
大分類P - 医療、福祉	
大分類R → 中分類88 - 廃棄物処理業	
その他(上記以外)	このうち、健康や環境分野に関する事業を行っているもの

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 支給申請の流れ



## 次の場合は、支給されません

- ◆ 中小企業人材確保推進事業を実施する年度の前々年度より前の年度の労働保険料を滞納している場合
- ◆ 支給申請書提出日までの過去3年間に、不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受けた、または受けようとした場合
- ◆ 第1年度目の中小企業人材確保推進事業実施期間の初日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書提出日までの間に、労働関係法令の違反を行った場合

◆ 詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 人材確保等支援助成金(中小企業人材確保推進事業助成金)

中小企業人材確保推進事業助成金は、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康、環境分野等(以下「成長分野等」といいます。)に該当する事業を営む者のみを構成員とする認定組合等が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業(以下「中小企業人材確保推進事業」といいます。)を行った場合に、認定組合等の規模に応じて1年度あたり600万円、800万円、1,000万円を上限とし、当該事業に要した費用に2/3を乗じて得た額を最大3年度間助成するものです。

### 受給できる事業協同組合等

次の1から4のいずれにも該当する事業協同組合等が受給できます。

- 1 構成中小企業者の労働力の確保を図るための雇用管理の改善に関する事業についての計画を策定し、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けた事業協同組合等。(以下、「認定組合等」といいます。)
- 2 成長分野等に該当する事業を営む者のみを構成員とする認定組合等。
- 3 過去において本助成金を受給した認定組合等にあつては、中小企業人材確保推進事業を実施した最後の年度の末日の翌日から起算して3年を経過していること。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。

- 1 中小企業人材確保推進事業を実施する年度の前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合
- 2 支給申請書提出日までの過去3年間に、不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとした場合
- 3 第1年度目の中小企業人材確保推進事業実施期間の初日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書提出日までの間に、労働関係法令の違反を行っている場合

### 支給の対象となる事業

支給の対象となる中小企業人材確保推進事業とは、次の1から4に該当するものをいいます。

ただし、当該助成金を受給するためには、1及び4の事業については必ず実施し、併せて少なくとも2又は3のいずれかの事業を実施する必要があります。

#### 1 年次計画策定・調査事業

認定計画に従って実施する中小企業人材確保推進事業のために必要な調査研究を行い、2から4の事業の各年度の実施計画を策定するとともに、構成中小企業者における事業の実施状況を調査し、事業の定着に向けた課題及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業

(例：雇用管理状況調査、従業員意識調査等)

#### 2 安定的雇用確保事業

構成中小企業者における労働者の安定的雇入れに向けた労働条件等の雇用環境及び募集・採用に係る諸問題の改善を図る事業

(例：募集・採用ガイドブック、合同会社説明会の開催、募集・採用ポスターの作成・配付等)

#### 3 職場定着事業

構成中小企業者における労働者の職場定着に向けた労働条件等の雇用環境に係る諸問題の改善を図る事業及び構成中小企業者が雇用する労働者に対し職業相談を行う事業

(例：安全衛生セミナーの実施、熟練技能コンクールの実施、職業相談員の配置及び職業相談の実施等)

#### 4 モデル事業普及活動事業

構成中小企業者において、中小企業人材確保推進事業の効果についての実情把握を行い、中小企業人材確保推進事業の実施に関する成果・ノウハウ等を他の事業所へ普及、活用等を図る事業

(例：モデル事業説明会の実施、雇用管理担当者のレベルアップセミナーの開催等)

#### 受給できる額

1年度につき、認定組合等が行う中小企業人材確保推進事業の実施に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額を最大3年度間受給できます。

ただし、1年度につき受給できる限度額は、認定組合等の規模に応じて以下のとおりとなっています。

認定組合等の区分	限度額
大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上)	1,000万円
中規模認定組合等 (同100以上500未満)	800万円
小規模認定組合等 (同100未満)	600万円

#### 受給のための手続

当該助成金を受給するためには、次の1及び2の手続が必要です。

- 1 7月末日(第2年度目以降の場合は、4月末日)までに認定組合等の主たる事務所の所在地を管轄する労働局(以下「管轄労働局」といいます。)または公共職業安定所に「中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書」を提出し、認定を受けること。
- 2 4月1日(第1年度目は4月1日と改善計画認定申請書を都道府県知事に提出した日のいずれか遅い日)から当該年度の9月末日までの間に実施した中小企業人材確保推進事業に関する助成金の支給申請は、当該年度の10月末日までに、また、当該年度の10月1日から3月末日までの間に実施した中小企業人材確保推進事業に関する助成金の支給申請については当該年度の3月末日までに「中小企業人材確保推進事業助成金支給申請書」を管轄労働局または公共職業安定所に提出すること。

それぞれの申請期限を過ぎると、支給を受けることができませんので、注意してください。

詳しくは、管轄労働局または公共職業安定所までお問い合わせください。

#### 注意事項

- 1 当該助成金の支給に際しては、厳正な審査のため申請を行った事業協同組合等の事業実態や費用負担(支払の完了)等の支給要件の充足を裏付ける資料(会計帳簿等)の提出を求めることや、現地調査等を行うことがあります。

審査にご協力いただけない場合、または支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合には、助成金を支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

- 2 不正受給により助成金の支給を受けた場合、あるいは受けようとした場合には、支給決定の取消しを行い、すでに支給した助成金については返還していただきます。
- 3 不正受給と判断されると、雇用保険法に基づく他の助成金等についても一定期間申請することができな